

令和7年度群馬県やま・さと応縁隊活動調査公募要領

1 趣旨

「群馬県やま・さと応縁隊活動調査実施要領（令和6年4月1日施行）」（以下「実施要領」という。）に基づき、「やま・さと応縁隊」（以下、「応縁隊」という。）の受託者を公募します。

＜活動団体に期待すること＞

一過性の活動としないため、地域との協働に努めるとともに、地域資源を活かした交流事業、地域の魅力が伝わる広報活動、地域の食材を使った特産品開発、その他市町村の課題解決の一助となり、成果を地域に提案する年間を通じた活動を期待します。

2 業務委託内容等

別添「群馬県やま・さと応縁隊活動調査業務委託仕様書」のとおりとします。

3 募集团体数と委託上限額

募集团体数 最大8応縁隊（予算の状況により、採択数が変わる可能性があります。）

委託上限額

①中山間地域での活動調査：400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

②中山間地域での有機農業に関する活動調査：800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※②での応募を検討している場合は、事前にご相談ください。

以内とする。

4 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5 応募資格

次の条件を全て満たしていること

ア 群馬県内に通年常設しているキャンパスを有する大学、短期大学等（以下「大学等」という。）であること

イ 大学等の指導教員と複数の学生で構成する応縁隊として、実施要領に定める対象地域で活動調査を行うこと

ウ 同一指導教員による応募は1件までとする

6 スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 応募期限 | 令和7年5月9日（金）午後5時必着 |
| (2) 結果通知 | 令和7年5月中旬（予定） |
| (参考) 結果通知後の予定 | |
| ・見積期限 | 令和7年5月下旬 |
| ・契約 | 令和7年5月下旬から6月 |
| ・中間報告会（活動状況） | 令和7年11月 |
| ・成果発表会 | 令和8年2月 |

7 応募手続き

- (1) 応募書類 ア 企画提案書（様式2）
 イ 経費見積書（様式3）
 ウ その他、必要に応じて参考となる資料
 ※ 応募に必要な書類は、「ぐんまグリーン・ツーリズムホームページ」
 (<https://www.gunma-gt.jp>) からダウンロードすることができます。
- (2) 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで
- (3) 提出先 E-mail : nouseika@pref.gunma.lg.jp
 群馬県農政部農政課有機・中山間係 宛
 ※件名を「【応募】群馬県やま・さと応援隊活動調査」としてください。
 ※電子メールにより質問書を提出した際は、必ず連絡願います。
 [電話] 027-898-3641（直通）
- (4) 留意事項 ア 応募資格を有しない者が提出した書類は無効とします。
 イ 書類の作成及び提出に係る経費は応募者の負担とします。

8 審査

提出された書類に関して、審査委員会での審査を行います。なお、審査にあたり、応募者へオンラインでの質疑応答を行う場合があります。

- (1) 審査項目
審査項目及び主な審査の視点は、以下のとおりです。
- ①計画性（経費の根拠が適当であるか、実現可能か）
 - ②地域性（地域のニーズへの対応、地域住民との交流があるか）
 - ③将来性（地域活性化につながるか、継続の見込みがあるか）
 - ④独自性（提案者の強みを活かした内容であるか、活動の新規性はあるか）
- (2) 審査結果
- 審査結果は、採否に関わらず、令和7年5月中旬を目処に、すべての応募事業者に対し、書面にて通知します。
 - 審査結果の詳細については、応募事業者からの個別の問い合わせに対し、応募者数及び当該事業者の順位、審査の概要を回答します。

9 契約

- 上記9において選定された者を委託契約候補者とします。
- 選定した企画提案及び活動経費がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定します。
- 委託契約候補者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。

10 その他

- (1) 応募に関する説明会は開催しません。
- (2) 応募を予定している大学等から、質問を電子メールにより受け付けます。
- 質問様式 質問書（様式1）

・提出先 E-mail : nouseika@pref.gunma.lg.jp

群馬県農政部農政課有機・中山間係 宛

※件名を「【質問】群馬県やま・さと応縁隊活動調査」としてください。

※電子メールにより質問書を提出した際は、必ず連絡願います。

[電話] 027-898-3641 (直通)

(3) 委託費の対象経費は(別表)のとおりです。

(4) [参考] 令和5年度以降の同一教員による同一地域における応縁隊活動調査については、原則、実施期間が3期末満の応募者を優先して審査します。詳しい採用方法については、令和8年度公募時に決定します。

(別表)

対象経費

区 分		内 容
直接経費	報償費	講師等への謝礼金
	旅費	交通費（電車、路線バス、タクシー等の運賃）、宿泊費
	需用費	事務用品、消耗品、印刷製本費、燃料費、原材料費など
	役務費	切手代、宅配費用、振込手数料、ボランティア保険料など
	使用料及び 賃借料	バス借上料、会場借上料、レンタカー料金、駐車料、入場料、体験料など
	委託料	必要となる業務の一部を他社に請け負わせるのに必要な経費
間接経費	事務管理費	当該事業の遂行に関連する事務管理費等

※以下の費用は**対象外**とします。

- ア) 中山間地域に限定した地域における活動を基本とすることから、県外における活動経費
- イ) 宿泊費（委託料上限の3割までを対象）
- ロ) 需用費の内、複数年使用可能な物の購入費用
- ハ) 物販等の収益は、経費から控除
- ニ) 成果報告書の作成に要する費用は、報告に必要な部数のみとし、印刷製本費の対象外
- ホ) 委託料（委託料上限の3割までを対象）
- ヘ) 交際費、食糧費、学会等参加費

※間接経費等が必要な場合は、直接経費の上限10%まで見込むことができます。